

広島県告示第九百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県尾三地域事務所建設局において、平成二十一年一月五日までの間、縦覧に供する。

平成二十年十二月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

瀬野川福富本郷線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三原市本郷町下北方字井尻二二一番四地先から 三原市本郷町下北方字岸ヶ下六〇番一七地先まで		一四・七〇 一四・七〇	二四・二〇	二七八・四〇	拡幅
		二二・一〇 一四・七〇		二七八・四〇	